

事故情報を用いた消費者安全行政の現状と課題(中川座長代理の整理に基づく(注))

資料1

(注)前回の意見等の部分は、消費者委員会事務局で整理。

(1)情報の収集・一元化

	問題項目	前回、消費者安全専門調査会で出された意見等	運用の改善策	制度改正を伴う改善策(立法的課題)
情報の収集・一元化	事業者からの収集(消費生活用製品安全法) ・〇〇業界 ・〇〇業界 ・対象外の業界	<ul style="list-style-type: none"> ・どうやって事故を捕捉するかが大事。製品・食品・医薬品などについて、事故を捕捉する仕組みが必要。 ・労災の把握率はかなり高いので、それを参考にできないか。 ・事故情報収集の仕方について、事業者からも取り、その補充として消費者からも取るという捉え方をできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体の活用の是非 ・事業者団体・行政の定期的懇談(認識のすりあわせ) ・対象外業界との実験的実施(リコール指針のように) ・労災情報の報告制度にける労災かくし対策が参考になるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告不作為に対する制裁金制度(報告の早さ等に応じて減免も) ・法対象の拡大
	消費者からの収集(消費者安全法) ・消費者自身の入力 ・自治体消費者センター経由 ・国セNITE経由 ・消費者団体経由 ・病院・消防・警察経由	<ul style="list-style-type: none"> ・センターに寄せられる相談情報は相談者のプライバシーの問題などセンシティブな問題が多々ある。公表が難しく、制度的な検討が必要。 ・消費者センターの情報を含めて、情報提供してほしい。 ・事故は起きていないのだけれど、起こりそうなものはないのかという問題もある。 ・たとえば、車の違和感がある場合に、その情報を収集して、これを公表することは重要。 ・学校の事故情報は、事故情報データベースには入らないのか。 ・事故情報データベースの参画機関に消防庁が集めた情報などは含まれる予定はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者個人にどこまでアクションを期待できるのか(とくにヒヤリ情報など) ・消費者団体、自治体との認識すり合わせ(何が提供すべき情報か) ・事業者と消費者の間にいる流通業者からの情報を活用すべきか(スーパー等における顧客クレームなど) ・病院や流通業者など、情報はもっているが遠慮して出しにくいところにどう情報をもらうか。 	

(2)情報の分析

	問題項目	前回、消費者安全専門調査会で出された意見等	運用の改善策	制度改正を伴う改善策 (立法的課題)
情報の分析	<p>事故が起きたときの原因分析の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰が担当するか ・分析担当者間のネットワークは？ ・司令塔は？ ・分析の精度はいつどこまで必要か ・対策(設計変更と利用注意)は誰が考えるのか ・コストの負担をどう考えるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁が主役となって産業振興官庁のNITEの役割を活用してほしい。 ・事故の分野ごとに消費者庁が専門家のアドバイザーグループをつくるなど自ら調査・分析する体制を整えるべき。 ・地方においてこそ技師がいて、商品テスト室の充実をはかることが重要。 ・消費者からの商品テストの希望を第1義的にテストするような機能を充実させてほしい。 ・事故の分析を国で全部やるのは無理がある。お金を出して民間で調査した方がいい。 ・事故情報を迅速に調査できるのは、製品を設計・製造した企業である。企業にリスクアセスメントのデータを出してもらわない限り、事故を防ぐことは難しい。企業をどのように組み込むかも大事。 ・分析官を置いてほしい。データは分析しないと役に立たない。 ・専門分野が細分化している中で、ある程度ゼネラルに分析のできる人材がいるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者自身に分析させ、公表させる方法はないか。 ・誰が(事業者・国セン・NITE等)何を分析するか ・優先順位を明示すべきか ・製品起因性と誤使用の関係をどう認識すべきかの方針を決めるのはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が左の発表をした後、誤りが見つかれば相当の制裁金や被害者救済措置命令(回収だけでなく)。
	<p>事故が起きたときの捜査機関との関係</p> <p>潜在的事故の予防的分析</p>	<p>エレベーター事故 運輸安全委員会</p>	<p>運輸安全委員会と捜査機関との協力体制の現状</p>	

(3)情報の活用

	問題項目	前回、消費者安全専門調査会で出された意見等	運用の改善策	制度改正を伴う改善策 (立法的課題)
情報の活用	<p>情報の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 何を伝えるべきか(原因か、対策か、原因不明だが事故多発という情報かなど) 誰に届けるべきか(末端消費者に確実に届くべき情報・対・販売事業者や医療機関などプロに伝わればよい情報) 届ける方法(行政か、事業者主体か、媒体は) 届いたかどうかをどうやって管理するか 	<ul style="list-style-type: none"> 公表された情報が消費者のアクションに結びつかないと価値は半減。 事故情報の内容が、一般の消費者にわかるようなものにするべき。 消費生活センターに寄せられる情報を共有財産になるようにシステムを構築するべき。 子供向けにHPを作って、親や子どもに伝わりやすくするべき。 食中毒に関して消費者に対する注意喚起は不十分。 事故が起こった後ではなく、本来は防止、予防が大切。これから買う人にリスクを伝えることができていない。 いろんなデータばかり出てきて、どれが一番重要かわからない。 ひと月に1つの事故でもいいので、徹底的な事例紹介をするべきではないか。 セミプロ向けの専門的な分析がなされた情報が利用できるようにすることと、一般の消費者が関心のある情報を伝えることは分けて考える必要がある。また、センシティブに反応しなければいけない事例をセレクトする仕組みが必要。 公表する情報に2種類ある。一つは、共有財産として、いつでも見られる状態にしておくものと、もう一つは消費者の行動を変えるような公表があり、後者はセンセーショナルにしないと誰にも見えない。 事故情報データバンクについて、事故情報の説明内容が短すぎでよくわからない。図面も写真も出ていない。 失敗知識データベース(JST)は参考になる。 自動車のリコールデータ、医療関係、労働災害のデータベースを見ても、原因が書いていないので、役に立たない。 データはインターネットに載せないと意味がない。紙ベースは見えないのと同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報利用のあり方は、リコール情報の伝え方と似ているのでそこでの議論を参照する 事業者による公表と、行政による公表との機能を分ける必要はないか(同じことを両方がやるのではなく、行政は事業者による公表の仕方を監督する/ネット事業者、零細業者などで事実上できないときに行政が代行する?) 高齢者・児童への伝え方 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が十分な情報公表をしないことについて、制裁としてその旨を公表するべきか ネット販売等については情報周知ができる体制を義務付けるべきか
全般		<ul style="list-style-type: none"> 事業者はコストとの見合いで、事故が起こる確率の消費者から見た許容限度を知りたがっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 全般に、事業者・消費者・行政の三者協議方式が有効ではないか(神戸方式) 	